

一般競争入札の実施について

予算執行者

福崎町長 嶋田正義

下記の工事について一般競争入札を実施します。入札参加を希望される方は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を作成のうえ、福崎町役場上下水道課へ提出してください。

1. 一般競争入札に付する事項

- | | | |
|----------|-------------------|------------|
| (1) 工事番号 | 工水第1号 | |
| (2) 工事名 | 福崎町工業用水道強靱化工事 | |
| (3) 工事場所 | 神崎郡福崎町福崎新・西治・高橋地内 | |
| (4) 工事概要 | 本設工 | L=980.2m |
| | DCIP-NS φ450 | L=253.0m |
| | DCIP-NS φ350 | L=257.1m |
| | DCIP-GX φ300 | L=470.1m |
| | 仮設工 | L=6,451.4m |
| | SUS400A | L=888.0m |
| | SUS300A | L=2,165.6m |
| | SUS250A | L=728.9m |
| | SUS200A | L=400.5m |
| | SUS150A | L=1,222.2m |
| | SUS100A | L=354.3m |
| | SUS80A | L=667.8m |
| | SUS50A | L=24.1m |
| | 不断水分岐工 | N=10箇所 |
| | 給水分岐工 | N=1式 |
| | 附帯工 | N=1式 |
| (5) 工期 | 平成27年3月13日(金)まで | |

2. 応募方法 単独企業によります。

3. 入札参加資格者

1に掲げる工事(以下「本工事」という。)の入札に参加することができる資格を有する者は、競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程(昭和47年告示第19の2号)に基づく工事契約に係る競争入札参加資格取得(平成24、25年度登録)者で、次に掲げる事項のいずれにも該当し、予算執行者の入札参加資格確認を受けなければなりません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく福崎町の入札参加資格制限基準(昭和47年告示第19号の3)による入札参加の資格制限に該当しない者。
- ② 公告日の前日現在において、水道施設工事において特定建設業の許可を有する者。
- ③ 本店が福崎町内にあり、町税に滞納がない者又は福崎町内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、法人町民税を納付し、町税に滞納がない者。

なお、上記以外の者にあつては、福崎町内をそれぞれの各市町村内、町税及び法人町民税については各市町村の市町村税及び法人市町村民税と読み替えるものとします。

消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。

上記については、公共機関が発行した納付を証明する書面(写し可)を添付してください。

- ④ 入札（開札）日において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の水道施設工事の総合評定値が900点以上であること。
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書における水道施設工事に係る年平均完成工事高が2億円以上であること。
- ⑥ 福崎町の指名停止基準（平成6年告示第55号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。
会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）、和議法（大正11年法律72号）に基づく和議開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- ⑦ 本工事に配置できる専任の監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けた者をいう。以下同じ）を有すること。
落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- ⑧ 本工事に係る設計業務等の受託者でない者、または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。

4. 設計業務等の受託者等

- (1) 3⑧の本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げるものです。
㈱浪速技研コンサルタント姫路営業所（所在地：姫路市安田4-17）
- (2) 3⑧の当該設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者です。
- ① 当該設計業務等の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が、当該設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

5. 契約条項を示す場所及び期間

①場所

福崎町役場上下水道課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

電話番号 0790-22-0560

②期間

平成26年5月7日（水）から平成26年6月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

6. 入札説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成26年5月7日（水）から平成26年5月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②交付場所

5に同じです。

③交付方法

無料で交付。

7. 入札参加の申込み

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次に従い提出しなければなりません。

① 提出期間

平成26年5月7日（水）から平成26年5月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

② 提出場所

5に同じです。

8. 入札手続き等

次の日時及び場所において入札者の立会いのうえ行います。

(1) 日時

平成26年6月9日（月）午後4時10分

(2) 場所

福崎町役場 2階 大会議室
（担当課）福崎町役場上下水道課
電話番号 0790-22-0560

(3) 入札書の提出期限及び場所

上記(1)及び(2)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出してください。

(4) 開札：上記(1)及び(2)の開札の日時及び場所において入札者立会いのうえ行います。

(5) 福崎町財務規則（昭和58年規則第4号。以下「財務規則」という。）第107条の規定に基づく

予定価格及び財務規則第108条の規定に基づく最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(6) 入札保証金：要

(7) 契約保証金：要

(8) 工事保険等：要

(9) 支払条件

支払い条件は、次のとおりとします。

① 前払金：有

② 部分払：履行期間中3回以内とします。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加申込書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(11) 契約締結に関する事項

福崎町公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、契約締結時に自身が暴力団等に該当しないことなどについての誓約書を提出してください。提出がない場合契約の締結は行いません。

また、本契約締結後に1次以下を含むすべての下請契約（建設工事のみ）の契約金額が税込130万円（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合は、その合計金額）を超える場合は、下請契約の受注者から、自身が暴力団等に該当しないことなどについての誓約書及び下請契約書を提出させて、その写しを速やかに上下水道課へ提出してください。

9. その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 照会窓口は、福崎町上下水道課（電話番号：0790-22-0560）である。

入札に関する条件

1. 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
2. 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が所定額以上であり、保険対象期間については、平成26年6月20日(金)までであること。
3. 所定額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が原則として入札の前々日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに納入されていること。
4. 入札者、又は代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。
5. 当該工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
6. 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
7. 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
8. 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。
9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りではない。
10. 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
11. 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とした場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行うこと。
12. 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ① 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
 - ② 初度の入札において1～11までの条件に違反し無効となった入札者のうち1、2の後段、5、6及び11に違反し無効となった者以外の者。
13. 本工事は、経済産業省の工業用水道事業費補助金の交付を受けて実施するものであり、入札金額の積算にあたっては、経済産業省が定める工業用水道事業費補助金交付要領細則によること。